

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	食糧増産援助に関する日本国政府とマケドニア旧ユーゴスラビア共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	270,000千円 H14.3.31まで	H14.2.20 ウイーン (オーストリア)で (同日)	日本側 伊集院明夫在マケドニア共和国大使 マケドニア共和国側 オグネン・アレスキー在オーストリアマケドニア共和国大使	H14.9.10 382号
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマケドニア旧ユーゴスラビア共和国政府との間の交換公文	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国の経済の構造改革努力推進及び債務問題を含むマケドニア旧ユーゴスラビア共和国の経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	300,000千円 -----	H14.3.5 ウイーン (オーストリア)で (同日)	日本側 伊集院明夫在マケドニア共和国大使 マケドニア共和国側 オグネン・アレスキー在オーストリアマケドニア共和国大使	H14.9.18 387号
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	スコピエ市呼吸器関連医療施設医療器材整備計画のための贈与に関する日本国政府とマケドニア旧ユーゴスラビア共和国政府との間の交換公文	スコピエ市呼吸器関連医療施設医療器材整備計画を実施するために必要な医療器材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	106,000千円 H16.3.31まで	H15.4.14 ウイーン (オーストリア)で (同日)	日本側 橋本宏在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国大使 マケドニア共和国側 オグネン・アレスキー在オーストリアマケドニア共和国大使	H16.6.16 280号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国との無償資金協力取極一覧